

11月 定例会号



決算 町の家計簿をチエック!

どう使われた 67億4千万円

決算審査特別委員会を
設置して慎重審議

平成17年度決算は、議長と監査委員を除く12名で構成する決算審査特別委員会（村島健二委員長・勝又武司副委員長）を設置し、9月12日から13日までの2日間にわたって慎重に審議。予算が目的どおり適正かつ効率的に使われたか、どのような成果があったかなど、慎重に審査した結果、原案どおり認定しました。

審査での主な質疑をお知らせします。

一般会計

■ 地域活動推進事業交付金
各事業交付金が計画額1千万円に対して実績額459万円となっているが、成果は十分か。

A 新制度ということもあり、計画に比べ実績額は少ないが、

それぞれの自治会において、創意工夫による個性的な事業をしていたらと評価している。

■ 地域環境美化事業、高齢者生きがい事業が突出して実績が少ない理由は。

A 地域環境美化事業は、ゴミステーション設置のみの希望しかなかったため。高齢者生きがい事業は、高齢者の交流事業を従来から実施している自治会は実施したが、新たな実施がなかったためである。

平成17年度決算総括表

(単位：千円)

区分	歳入	歳出	差引残高
一般会計	4,892,765	4,785,013	107,752
介護保険事業特別会計	374,620	358,658	15,962
国民健康保険事業特別会計	612,047	608,811	3,236
老人保健特別会計	616,511	616,507	4
簡易水道事業特別会計	109,867	106,732	3,135
農業集落排水事業特別会計	143,724	141,817	1,907
焼耐事業特別会計	133,402	129,662	3,740
合計	6,882,936	6,747,200	135,736



各地域の特性を生かし、個性的な事業が展開された地域活動推進事業（高齢者敬老事業）

自治会等の地域で実施することとなった敬老会の実績は、

A 29自治会の内、21自治会が実施し、63・1%の高齢者が参加している。

自治会以外の団体、グループは対象になるのか。

A 自治会が基本だが、地域単位で活動する団体、また、町長が必要と認めたNPO等も対象となる。

町有林造林事業

町有林の下草刈りが実施されなかった理由は、

A 下草が少なかったため、事業を中止した。

地籍図複写等移動修正業務委託料

件数と1件当たりの単価は、90件で、単価は3千266円程度。

業務委託料の内容は、

A 土地の所有権の移転、分筆に伴う地積図の修正経費である。

職員の健康診断

検査の実施方法は、

A 40歳以上は、指定医療機関で総合検診を毎年実施。30～40歳の職員は、隔年で総合検診を受診し、総合検診受診以外の年は地元の病院で一般検診を受診。それ以下の職員は、毎年一般検

診を受診している。その他に35歳以上の職員は、3年に1回程度脳ドック検診を受けている。

住民基本台帳ネットワークシステム

改修業務委託料約81万と機器借上料約140万円は毎年かかるのか。また、カードの発行枚数は、

A このシステムは、法律に基づき町村に義務づけられて設置しており、機器は債務負担を利用して導入している。改修業務委託料は、保守点検費用で毎年この程度かかる。カードは、今まで13枚発行している。

田圃の散歩路事業

自らウォーキングを楽しむグループ結成の動きはあるか。

A 昨年の5月にサークルが発足し、昨年度から活動を開始している。

サークルの会員数と主な事業は、

A 構成メンバーは約20名。事業としては、町と共催してのウォーキングの集いの実施。さらに今年度からはコース整備等も行う予定になっている。

納税貯蓄組合連合会補助

現在の組織の状況は、今の時代背景で補助金を出して存続

する必要があるのであるのか。

A 現在、48組合、組合員が1千549人となっている。平成18年度予算から補助は打ち切っており、今年度の連合会の総会で、平成18年度中に組織の解散も含めて検討することになっている。

エキノコックス対策

検査については多くの方が受けているが、市街地のキツネ駆除対策は、

A 平成17年度は、一般と中学生合わせて337人が検査を受けた。毎年30頭のキツネを駆除して成果を上げているが、市街地では鉄砲を撃つたり、薬を撒く訳にもいかず、苦慮しているのが実態である。

各種検診の受診

検診受診率を上げる方策は、

A 検診受診のPR、受診しやすい日程の設定等、町民が受けやすい体制を取っていききたい。

火葬業務

火葬業務は民間委託せず、町の正職員が担当し、郷土のために頑張ってくれた人を送り出すべきでは、

A 現在は、民間業者に業務を委託しているが、苦情等は聞いていないので、ご理解いただきたい。

一般廃棄物最終処分場整備事業

事業の進捗状況と総体事業費は、

A 平成17年度は地質調査等の測量業務を実施。現在、処分場の整備基本計画の作成を業者に発注しているところである。最終的な事業費の積算はもう少し時間がかかるが、約5億4千万円で進めている。

供用開始時期と耐用年数は、

A 平成22年供用開始を目指し



現在の処分場は、平成21年度で満杯になる予定のため、平成22年の供用開始に向けて新しい施設を整備(イメージ図)



平成18年度で事業が完了となる国営小清水地区
畑地帯総合土地改良事業（緑ダム）

ており、15年間使える施設として計画している。

■ 特別会計への繰出金

■ 今後も財政状況が厳しい中、一般会計から多額の繰出金の支出を継続するのか。

A 国民健康保険事業へは、法で定められた拠出金等の部分を支出、老人保健へも、法で定められたルールにより給付費の100分の5を繰り出している。簡易水道事業、農業集落排水事業についても、ルールに基づき投資的経費の起債に係る部分のみである。今後においても、健全財政を堅持する中、適正な繰り出しを行う。

■ 農業後継者対策

■ 35歳以上の後継者で未婚者はどれくらいいるか。

A 平成18年4月1日現在で19名と把握している。

■ 関西の女性とのお見合い交流会の成果及び今後のあり方は。

A 現在交流会は、斜里郡3町と大空町の4町で夏と冬の2回実施している。平成6年から実施し12年が経過しているが、結婚された方は6名である。交流会だけの出会いだけでは難しいので、その後、単独で清里町に農業実習で来ていただくような

形が望ましいと思っている。

■ 普及センター横の温室ハウス

■ 現在、春先しか使われていないが、有効利用法の検討は。

A 今はイチゴのリレー苗の春だけの活用である。ハウスの床が土でないため、活用が限られ、現在模索中である。

■ 畑絵事業（緑ダム）

■ 頭首工の口径は。

A 清泉頭首工が1.5mで、江鳶頭首工が70cm。

■ 頭首工からゴミは入らないか。

A 全てのゴミを取り除くのは難しいが、頭首工にはゴミを取り除く装置が付いている。今の段階ではゴミによるトラブルは発生していない。

■ 昨年から通水するたびに水漏れ事故が起きているが、国から管理を引き継いだ後の事故の処置、対応はどうなるのか。

A 事故が起きると一番困るのは受益者と町であり、来年以降の開発局の担当窓口の設置、対応をお願いしている。もし、事故が起きた場合は、原因究明のため、開発局に現場に入ってもらうことが第一だと考えている。

■ コミュニティセンター建設資金償還金補助

■ 内容と償還期間は。

A 高度化資金償還金の補助で、償還期間は平成15年から平成30年。

■ 斜里岳山小屋

■ 周辺整備の予定は。

A 自然を残すということも一つの整備のあり方であり、今のところ施設を造る計画はない。

■ 江南パークゴルフ場

■ 無料で開放しているが、今年の利用者数は。

A 約1万5千人と推計している。

■ 消防の救急搬送体制

■ 住民への周知の徹底が必要では。

A 救急搬送について町民皆さんに理解いただくため、119番通報のかけ方、通報時に最低限伝えて欲しいこと、救急車を呼ぶときの判断、依頼搬送要請の方法、救急隊員に伝えて欲しいこと、基本搬送先の病院、依頼搬送が可能な医療機関等を掲載したチラシを作成し、全戸に配布する。また、救急隊員にも、現場で依頼者等と意思疎通が図られるよう指導の徹底をした。

■ 防災訓練

■ 清里の地域性にあった防災訓練が必要では。

9月24日に緑ヶ丘公園で行われた清里消防団防災訓練
（新町自治会自主防災会による非常炊き出し訓練）



A 本年度は、消防団の訓練と合わせ、新町自治会の自主防災会と連携した非常炊き出し訓練や除細動器による応急処置の体験等、住民参加型の訓練を行う。さらに、来年度以降は、清里の実情にあった防災訓練となるよう検討していきたい。

■ 学用品費等扶助・新入学児童生徒学用品費等扶助

■ どういう内容の扶助か。

A 要保護、準要保護の経済的に恵まれない家庭の児童・生徒



60歳以上の高齢者が学習活動を通じて交流し、学びあうことぶき大学

に対する学用品の支給に係る扶助である。

■ 小学校のプール

■ 未使用になっているプールの撤去方法の検討は。

A 撤去にはかなりの経費がかかるので、安価で効率的な方法を検討したい。

■ 農家等で多目的ハウスに使えると思うので、希望者に自己負担で撤去してもらっては。

A 一つの方法として検討したい。

■ ことぶき大学

■ 高齢化社会を迎え、これからのことぶき大学のあり方は。

A ことぶき大学は、原則60歳以上の高齢者を対象にしているが、高齢化が見られる一方、最近若い方の加入が見られる。パソコン講座等の現代的課題に対応した学習にも取り組んでいるが、年齢層やニーズに応じた学習活動の展開が課題と考えている。

特別会計

■ 介護保険事業

■ 介護保険料の収入未済額の主な内容は。

A 第1号被保険者の内、年金から天引きとなる特別徴収の方には未納はないが、納付書により納めていただく普通徴収の方に未納者が12名ほどおり、収入未済額が発生している。

■ 国民健康保険事業

■ 保険料の収入未済額が増加しているが、保険料の滞納者の内、何名に短期証を発行しているか。

A 現在、12世帯24名の方に短期証を発行している。

■ 保険料収入率の維持向上を図るための方策は。

A 国民健康保険事業に対する意識啓発も含め、きめ細かな個別の納付相談と指導を行う。

■ 焼酎事業

■ 焼酎事業を継続するには、所長、係長に続く技術者の養成が必要では。

A アルコールを造る技術なので、誰でも良いということにはならず、今の職員は、国税局の研究所に1年間派遣・研修して技術を身につけた。現在その施設がなくなつたので、大学等との連携による実習・研修生の育成ということも考えながら、技術者を養成していかなければと思っている。

総括

■ 特別会計への繰出金

■ 一般会計からの繰入金がある中、特別会計では繰越金が生じている。健全財政の維持のため見直しは。

A 一般会計から特別会計への繰り出しは、会計が赤字だからするのではなく、法的ルールに基づいた必要不可欠なものである。また、特別会計で繰越金が生じた場合には、基金への積立等を行っている。

■ 熊の出没対策

■ 熊の出没情報が相次いでいるが、対策をとられているか。

A 全国各地で熊が出没しており、清里町でも緑方面、江南方面で熊が出没している。山への入り口の道路に立て看板を設置するとともに、町広報により周知、注意を呼びかけている。

■ 不用額

■ 不用額の生じた理由は。

A 予算を多く見積もつたからではなく、職員の創意・工夫により少ない経費で効果を上げたことによるものと理解している。

■ 林業振興

■ 林業を取り巻く環境は、厳

しさを増しているが、森林づくり、林業振興に対する考えは。
A 森林づくり、林業振興は非常に大事であり、町においても毎年植樹祭等を実施し、豊かな森林づくりを推進している。また、林業事業者や林業労働者に対する補助、木材製品の流通経費の補助等を実施している。今後、事業の継続により、森林経営の安定化を図っていく。



平成17年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を認定

9月
定例会



交通安全対策

事故が起きないよう交通標識
設置の要望を — 村島議員

必要に感じ、公安委員会へ要望
する — 橋場町長

村島 清里町の交通事故防止対策は、また、過去にも一般質問で要望したが、水元1条通り、水元3条通りから道道向陽清里停線及び郵便局通への交差点、さらに水元2条通りから郵便局通への交差点に一時停止の標識が未だに設置されていない。事故が起きないように、早急に一時停止の標識設置の要望を。

町長 本町では、交通安全運動期間中を始め、毎月1日、15日を町民交通安全の日として、児童生徒の登校時における交通安全指導、また、学校団体による街頭啓発など、交通安全指導員の方を中心に、関係機関の協力のもと交通安全運動を強力に推進している。事故防止対策は、運転者はもちろん、歩行者への交通安全意識啓発活動の充実、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制による交通環境の整備が重要と考えている。
一時停止の標識は、平成12年から今日まで76ヶ所を申請し、採択された

のは26ヶ所。水元1条通りも要請しているが、T字路線は止まるのが当然であるということから、順位的には遅い順位になっている。質問にあつたその他の場所も含め、清里町はT字型の三叉路が多く現状では厳しいが、今後とも努力をしていきたい。村島 過去、死亡事故が起きてから信号機が設置されるなど、対策が後手後手になっている。事故が起きてからでは遅いので、危険箇所の点検を行い、交通標識等の設置を公安委員会へ要望してほしい。



水元1条通りの交差点

方面公安委員会に対して随時要請している。今後も、必要に応じ、文書をもって協議・要請活動を続ける。
また、近年交差点での事故が多発していることから、優先道路への進入の際、より確認できるものとして、点線をペイントしたドット線の整備を行っている。さらに、町独自の一時停止を促す標識も作成し、必要箇所に設置している。

北海道市町村合併推進構想

村島 合併推進構想について、町長はどのように受け止めているか。
町長 この構想は、国の指針を踏まえ、地域の結びつきや統計的手法を用い、合併対象市町村の組合せ・枠組みを客観的に示したもので、必要に応じて地域で協議を行う際の叩き台として活用していくものと考えている。また、合併協議会設置の勧告について、市町村の意見を聞いた上で行うとされているので、構想の策定によって市町村や住民の意思が左右されることはないと考えている。村島 北海道の示した枠組み（網走市・斜里町・清水町・清里町の1市3町）に従い、今後検討・協議す

る考えはあるか伺いたい。
町長 清里町は、住民の意思により自立を選択し、現在、自立計画に基づいて住民参加と協働によるまちづくりを進めている。今後、市町村を取り巻く情勢が大きく変動した場合は別として、現時点では、この構想が策定されたからといって、改めて合併の協議等を行うことは考えていない。

村島 先日、収入に対する借金負担度を示す実質公債費比率が新聞で報道され、清里町は8.8%で、財政健全度が高いというデータが示されたが、今後の行財政運営の考えは。
町長 実質公債費比率の数値が低いからといって安心することなく、畑総事業の償還のための計画的な基金積立のように、長期的な視野に立つた財政運営が大事であり、今後も健全財政を堅持した行財政運営を進めていきたいと思っている。
村島 財政の厳しいところとの合併は難しいと考えるので、住民のための将来設計を進めてほしい。
町長 現在、審議されようとしている道州制や道庁の支庁改革等の動向を十分見ながら、清里町の将来について十分考えていきたい。



指定管理者制度

住民サービス等の効果は表れているか
— 田中議員

民間事業者の特性を生かした
営業を展開
— 橋場町長

田中 本年4月から緑清荘、パパスランド、道路橋梁及び河川の3施設が指定管理者制度に移行されたが、住民サービスの向上、経費削減等の具体的な効果は表れているか。また、利用者等とのトラブル、問題点は発生していないか伺いたい。

町長 緑清荘、パパスランドの温泉施設は、管理運営の実績のある民間事業者が受託しており、引継ぎもスムーズに移行し、問題は発生していない。道路橋梁及び河川については、道路パトロールと町民からの通報等により、道路の補修、路肩の草刈り、側溝の清掃など速やかに対応しており、適切に維持管理がなされている。また、これから台風シーズンになり、災害の発生も予測されるので、先日、指定管理者と対応策について具体的な協議を行ったところである。

サービス向上については、両温泉施設とも高齢者、障害者の福祉入浴サービスの提供を行っており、さら

に敬老会利用団体への特典、入浴無料開放の日を設ける等、民間事業者の特性を生かした営業を展開している。また、町の委託費軽減に繋がったことはもちろん、指定管理者も業務の効率化、経費の節減に努める等、経営努力をしている。

田中 今後、町及び教育委員会所管の施設について、指定管理者制度導入の検討を行い、可能な施設から計画的に導入図っていくとのことだが、具体的な検討内容と今後の方向性について伺いたい。

町長 斜里岳山小屋、江南パークゴルフ場、フラワーパークは補助制度上の規制の問題、緑の湯、オートキヤンプ場は、委託料、他の施設と一体の指定管理ができないかという課題、上下水道管理施設は、使用料徴収業務の課題があり、現在、各施設について総合的に検討を進めている。教育長 教育委員会所管の施設は、それぞれ管理運営方法が異なっており、一律に検討することができない状況にある。トレーニングセンター、町民グラウンド、ゲートボール場、図書館等は、一部委託の部分はあるが教育委員会が管理運営している。また、武道館、野球場は関係団体の自



指定管理者制度を導入した緑清荘

主的な管理運営、札弦トレーニングセンターは地元の運営委員会、町民プールは体育施設管理公社に管理を委託している。現在、現状の施設管理の状況と指定管理者による管理運営の効率性の比較検討を行っているが、現段階、検討の余地の残る施設もある。方針等が固まった段階で、所管委員会等と協議を行いたい。

田中 道路橋梁及び河川の指定管理者導入後、建設機械センター2名の職員はどのような職務を担っているか。

助役 指定管理者制度に移行したばかりの段階であり、現場等での連絡調整に当たっている。また、町が直営で実施するオーバレーンや規模の少し大きな改修について、設計も

含めた業務を行っている。

田中 今後も2名体制を続けるのか。助役 移行状況の推移を確認し、業務内容等十分精査の上、職員体制について検討を行う。

田中 本町の観光協会がNPO法人として登録され、組織の拡充や事業の拡大を目指していると聞いているが、町内の団体の育成という意味からも、町の観光施設等の管理を移行する考えはないか。

町長 現在、導入施設、導入の効果雇用の拡大や地域振興等、様々な角度から総合的に検討している段階である。

田中 体育施設については、平成18年度早々にも緑スキー場を含めて管理運営方法を所管委員会と協議するということが、まだ示されていない。どのように論議され、どのような整理をされているのか。

教育長 一応、全施設とも指定管理者の導入ということで検討しているが、管理形態の違い等もあり、本場に指定管理者制度導入がふさわしいのか個々の施設について検討している。なるべく早い時期に教育委員会としての方向付けを行い、所管委員会と協議を行いたいと思っている。



自立計画重点推進期間中の評価、推進状況は — 岡本議員

町民の参加、協力のもと90%以上の実施率 — 橋場町長

岡本 平成16年度から平成18年度までの重点推進期間中の評価及び推進状況について、住民協働の推進、行政改革の推進、まちづくり重点事業の推進の大きな柱ごとに伺いたい。町長 総合的な判断では、これまで以上に行政情報の公開に努め、一人でも多くの町政に参加、協力いただくことを視念に事業を進めており、90%以上の高い実施率となっている。住民協働の推進では、行政情報の積極的な公開を進めるとともに、会議の公開、委員の公募、町民意見提出手続の実施、住民活動を支援するためのまちづくり地域活動推進事業交付金の創設、地域担当職員制度など新たな施策を展開してきた。行政改革の推進では、事務事業の見直し、職員定数の削減や給与の見直しによる人件費の削減、使用料の改正や団体補助金の見直し、さらに指定管理者制度の導入など、様々な角度から行政改革を進めてきた。重点事業の推進では、未来に夢と希望を持ち続けることが出来るまち

づくりの推進のため、行政と住民の皆さんがともに責任と役割分担を担うまちづくりを推進することに視点を置き、事業を推進している。

岡本 地域担当職員制度の実績は。

町長 9地区20件の情報交換、この他に軽微な相談が数多くある。

岡本 職員の定員管理及び給与のあり方、見直しは。

町長 定年退職者・新規採用者を調整し、職場の若返りも図りながら平成26年度の目標職員数80名に向け努力する。給与は、人事院勧告を基本に実施しているが、特殊勤務手当は全廃している。今後、法で定められた基準に従って見直しを行う。

岡本 異業種間の交流、連携によるコミュニティビジネスの動きは。

町長 商工、観光、農業、女性グループ、行政関係者等の有志による清里町コミュニティ開発機構の発足、コミュニティビジネス創出セミナーの清里町での開催、商工会村おこし特産品開発委員会の設置、東オホーツクガイド協会の設立、東オホーツク移住サポート準備会の検討等、民間をベースにコミュニティビジネスの取り組みが具体的に動き出している。町としては、これらの活動が着実に育っていくよう十分に連携を図りながら必要な支援を行っていく。

財政状況と財政見通し

岡本 道内自治体の財政破綻が進む中、清里町の財政がどのような状態にあるのか不安を持つ多くの町民がいると思うが、現時点における清里町の財政状況について伺いたい。

町長 本町は、時代に対応した行政改革を先駆けて行い、長年にわたる計画的な財政運営に努めてきた。平成17年度的一般会計決算ベースで経常収支比率が81.6%、内人件費が22.8%と健全な状況を堅持している。また、公債費比率は16.9%、公債費負担比率は26.7%、起債制限比率は5%、債務負担比率は1%となつている。公債費関係の数値は上昇傾向にあるが、繰上償還等の実施により適正な数値を維持している。

なお、借金にあたる起債残額は約99億円、貯金にあたる基金が約34億円で、起債も地方交付税措置率の高いものを計画的に発行している。また、起債発行における新たな指標となる実質公債費比率は、8.8%で、網走管内では一番低く、全道でも低い方から5番目となっている。岡本 国が進める行政改革の及ぼす影響は。

町長 第一次の改革で地方交付税が大幅に削減され、ピーク時と比較す

ると8億円を超える減となつている。第2次改革では、人口と面積を基本とした新型交付税の導入、地方公務員人件費の削減、地方債に対する交付税措置の廃止等がメニューとして取り上げられており、さらに厳しい環境が到来すると認識している。

岡本 総合計画や自立計画の推進、畑総事業の償還等、平成19年度以降における中長期的な財政の見通しは。町長 自立計画に搭載の財政シミュレーションは、歳入面の主体をなす地方交付税は極めて厳しい数値を想定し、歳出面では人件費・物件費等の諸経費の削減と、総合計画で予定した事業を着実に推進することを基本としたもので、平成19年度以降も財政の健全性を堅持できると考えている。なお、平成19年度から償還予定の畑総事業の行政負担分約25億円は、繰上償還を基本とした対応を図る。ガイドラインの対象事業分となる12億円弱は地方債の発行をもつて財源手当を行い、対象外部分等は原則的には基金からの財源充当を考えている。したがって、今後も住民協働のまちづくりと行政改革の推進を継続するなら、平成19年度以降も健全財政を堅持したしつかりとしたまちづくりを進めることが充分可能な状況にあると認識している。

初めての夜間議会

～町民ら15人が傍聴～

第8回定例会開会中の9月11日、初めて「夜間議会」を開催し、町民はもとより、斜里町や小清水町からも含め、15人が傍聴に訪れました。

「夜間議会」は、多くの町民の方に足を運んでもらい、議会を身近に感じてもらう議会改革活性化方策の一環で、3月の「日曜議会」に続いて試行しました。この日は9月定例会の一般質問を行い、3人の議員が「交通安全対策」「指定管理者制度」「自立計画の推進」など5項目にわたり質問を行い、町長や教育長に町の考えを聞きました。

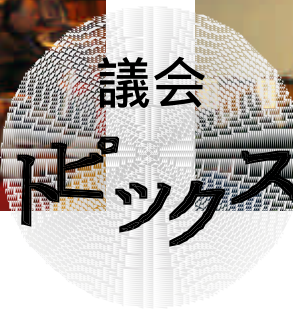


議会はどう変わる！？

～北網ブロック議員研修会～

去る10月24日、北網ブロック議員研修会が小清水町で開催され、清里町からは12人が参加しました。

講師は、北海道町村議会議長会事務局長の勢籙了三氏で、「議会制度はどう変わるのか～地方自治法の改正点とその狙い～」と題して講演。地方自治法の改正により見直しされた、「議長への臨時会の招集権の付与」「専決処分の要件の明確化」「委員会制度」等の議会制度の見直しについて学び、分権時代が進む中、首長とともに地方自治制度の中核をなす地方議会の役割の重要性を認識しました。



議会からのお知らせ

議会情報

町議会の役割と仕事、議員名簿、議会の日程、一般質問の項目、会議録、議長交際費、議会通信など

ホームページを閲覧ください。

町民の皆さんに議会に関心をもっていただけるよう出来る限りたくさん情報をお伝えします。

議会を傍聴してみませんか

議会の活動を知る方法の一つに傍聴があります。傍聴することにより、広報やホームページで伝えることのできない議会や議員の生の姿を見聞できます。事前の申込みの必要はなく、傍聴手続きは、受付票に住所、氏名を記入するだけです。昨年より常任委員会も一般公開しており、同様の手続きで傍聴できます。9月定例会は15名が傍聴しました。12月定例会は、12月中旬に開催予定です。ぜひ、傍聴にお越しください。

町ホームページ

<http://www.town.kiyosato.hokkaido.jp>

議会メール

kyogika@town.kiyosato.hokkaido.jp